

「県南圏域観光コンテンツ造成支援業務」

企画提案審査要領

令和4年5月
県南広域振興局

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県南圏域観光コンテンツ造成支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査の概要

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施する。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）について、4に定める審査基準に基づき、審査を行う。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画コンペ提案書等及び選考委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、それらを選考委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、委員の評点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

【採点基準】

	10点の項目	20点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない（中位点）	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0

- (4) 選考委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合等により、選考委員会の開催日において順位の決定又は(3)に定める評価の決定に至らなかった場合には、後日、再度審査を行い、順位等を決定する。この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとする。
- (5) 選考委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して、県に報告するものとする。
- (6) 選考委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に、郵送により書面で通知する。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
提案のあった業務の内容が優れていること	企画趣旨理解力	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の趣旨や目的を十分理解しているか。 	10
	企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <岩手県南地域の観光素材の調査・分析及び研修会等の実施> 地域の状況把握や分析等の業務に係る従事者の人選は適切か。 調査・分析の手法やプロセス等は適切か。 支援素材の選定方法は合理的か。 	20
		<ul style="list-style-type: none"> <既存観光コンテンツの磨き上げ及び有力観光コンテンツの造成等に係る支援> ウィズコロナからアフターコロナにおける観光需要の回復に向け、ターゲットや旅行形態など新しい旅スタイルに対応した観光コンテンツ造成に係る支援内容となっているか。 地域の観光地域づくり法人等や地域の関係者との連携が図られる内容となっているか。 持続可能性や地域の観光消費額の向上につながる内容となっているか。 	20
		<ul style="list-style-type: none"> <事業の検証、成果報告会等の実施> 観光地域づくりのノウハウの蓄積等、観光地域づくり法人等の機能強化に資する手法となっているか。 本業務の実施効果を地域に波及させる有効な機会となる内容になっているか。 	20
業務を適正かつ確実に履行する能力を有していること	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容を確実に履行できる能力・執行体制か。 本業務に類する業務実績が良好であるか。 本業務の実施スケジュールは適切か。 	20
	費用積算内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施にあたり事業費の増減が生じないよう積算内容（単価や数量）が妥当であるか。 	10
合 計			100